

感染対策指針

かえで株式会社は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染症業務継続計画（BCP）などの社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- 1 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- 2 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - 1) 利用者の健康管理
 - 2) 職員の健康管理
 - 3) 標準的な感染予防策
 - 4) 衛生管理
- 3 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的を実施する。

対象	全職員	新規雇用職員
開催時期	原則、研修計画表に準ずる 研修1回目（4月1日予定） ※休日の場合は翌日 研修2回目（10月1日予定） ※休日の場合は翌日	研修1回目 入職時研修 研修2回目 全体研修又は個別
目的	感染予防対策と感染症発生時の対応方法	感染対策の重要性と 標準予防策の理解

- 4 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。

対象	全職員	新規雇用職員
開催時期	原則、研修計画表に準ずる 1回目（4月1日予定） 2回目（10月1日予定）	1回目（全体訓練の状況に応じて訓練） 2回目（全体訓練の状況に応じて訓練）
目的	感染症 BCP を利用した行動確認	感染症発生時の対応訓練

- 5 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針の見直しを行なう。

（2）発生時の対応

- 1 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- 2 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - 1) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - 2) 消毒
 - 3) 支援の実施内容・実施方法の確認
 - 4) 濃厚接触者への対応 など
- 3 感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためすみやかに報告を行う。
 - 1) 医療機関： 高砂西部病院 079-447-0100
 - 2) 保健所： 加古川健康福祉事務所 079-422-0002
 - 3) 指定権者： 新型コロナウイルス感染症健康総合相談窓口 078-362-9980
- 4 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、社内連絡網を用い「関係者への連絡」をすみやかに行う。

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、感染対策委員会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2023年4月1日から適用する。

本方針は、2024年6月1日から適用する。

本方針は、2025年1月1日から適用する。